

## 下益城郡城南町及び鹿本郡植木町と熊本市の合併に伴う工事契約等の経過措置に関する要領

制定 平成22年 3月23日告示第153号

改正 平成24年 4月 1日公告第298号

平成24年 6月28日公告第491号

### 第1 趣旨

この要領は、下益城郡城南町及び鹿本郡植木町と熊本市の合併に伴い、建設工事及び建設工事に係る業務委託の入札及び契約制度に関する次に掲げる要領等の適用について、経過措置を定めるものとする。

- (1) 熊本市工事等指名競争入札参加者等選定に関する基準（平成19年告示第225号）
- (2) 熊本市一般競争入札実施要領（平成19年告示第230号）
- (3) 熊本市電子入札（建設工事・建設コンサルタント業務）運用基準（平成16年告示第567号）

### 第2 定義規定

この要領の適用については、次に定める定義規定によるものとする。

- (1) 旧城南町内業者 下益城郡城南町の編入の日の前日において本店が旧下益城郡城南町の区域にある業者をいう。
- (2) 旧植木町内業者 鹿本郡植木町の編入の日の前日において本店が旧鹿本郡植木町の区域にある業者をいう。

### 第3 旧城南町内業者及び旧植木町内業者に係る競争入札参加資格審査に係る経過措置

- (1) 下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入の日（以下「2町編入日」という。）前において、旧下益城郡城南町及び旧鹿本郡植木町で競争入札に参加する資格を有している者の資格の引継ぎについて、以下の場合は、格付け及び順位付けの対象としない。
  - ア 経営事項審査を受審していない場合
  - イ 完成工事高（完成業務高）がない場合
  - ウ 資格の引継ぎに際して、必要書類の提出がない場合
- (2) 旧城南町内業者について、2町編入日以後、新たに水道施設工事について経営事項審査を受け、その結果通知がなされた者があるときは、その者の申し出により、平成23年度の資格認定までの間は、随時に登録及び格付けを行うものとする。
- (3) 旧城南町内業者に係る水道施設工事の格付けをする場合において、2町編入日前に旧下益城郡城南町で締結した土木一式工事であって、工事内容が水道施設工事と認められるものについては、水道施設工事の実績とみなし、完成工事高として算定する。この場合における当該業者の土木一式工事に係る格付けについては、その者の土木一式工事の完成工事高から、この規定により水道施設工事の実績とみなされた完成工事高を差し引いた上で行うものとする。
- (4) 水道施設工事の格付けに際しては、配水管工技能講習会受講修了者の要件は適用しない。
- (5) 主観的数値の算定に当たっては、2町編入日前に旧下益城郡城南町及び旧鹿本郡植木町において締結された契約（2町編入日前に工事が完成したものに限り。）についての工事成績は、算入しないものとする。

### 第4 指名競争入札及び一般競争入札に係る経過措置

- (1) 指名競争入札及び一般競争入札の対象となる発注標準額の基準は、別表のとおりとする。

(2) 別表の基準により旧城南町内業者及び旧植木町内業者を指名又は優先的に指名する場合は、技術者数に応じた手持件数の制限をつけることとする。

#### 第5 建設事業者の合併等に係る経過措置の特例

鹿本郡植木町の編入に係る総務大臣の告示日から2町編入日の前日までの間において、旧鹿本郡植木町に本店があった業者と旧熊本市内に本店があった業者との吸収合併（これに準じる承継を含む。）があった場合における経過措置の取り扱いについては、旧植木町建設事業者の合併等に係る入札参加機会の確保に関する特例要領に準じて特例措置を講じることができるものとする。

#### 第6 電子入札

旧城南町内業者及び旧植木町内業者については、電子入札の準備期間として、2町編入日から1年間、熊本市電子入札（建設工事・建設コンサルタント業務）運用基準に基づき、紙入札による入札参加を認めるものとする。

##### 附 則

- 1 この要領は、平成22年3月23日から施行する。
- 2 この要領は、2町編入日から起算して5年を経過した日に、その効力を失う。

##### 附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

##### 附 則

この要領は、平成24年6月28日から施行する。

別表  
 <合併後>

一般競争入札 (地方公共団体の物品等又は特定役務の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用されるものを除く。)  
 指名競争入札

旧植木町域案件				旧城南町域案件	
■水道		■舗装		◆水道	
■建築		■土木		◆土木	
<水道>		<舗装>		<水道>	
<建築>		<土木>		<土木>	
8000万以上	植木町内業者A 城南町内業者A 旧市内業者A	植木町内業者A 城南町内業者A 旧市内業者A	植木町内業者A 城南町内業者A 旧市内業者A	植木町内業者A 城南町内業者A 旧市内業者A	植木町内業者A 城南町内業者A 旧市内業者A
5000万以上				水道についても他と同様、参加資格は	
2000万以上		植木町内業者 A・B・C	植木町内業者B 城南町内業者B 旧市内業者B	2500万以上	城南町内業者 ABC
1000万以上	植木町内業者 A・B	(+町内営業所あり の2社も 配慮)	植木町内業者 A・B・C	1000万以上	城南町内業者 A・B
			植木町内業者 A・B ⇕※1		城南町内業者 ABCD
			植木町内業者 C・D		

☆ 旧植木町域案件・旧城南町域案件のいずれの場合も、指名業者が足りない場合は、市の発注標準額の区分により旧市内業者を指名する場合あり

※ 本市が管理する国道及び県道に係る工事及び工事に係る業務委託(単価契約を除く。)を除く。

※1  
 必要に応じてAB⇔CD行き来もあり  
 (ただし、指名数の5割を超えないこと)

■水道・舗装・建築・土木以外の工事

建築設計、測量コンサル

旧植木町域案件
---------

■水道・土木以外の工事

建築設計、測量コンサル

旧城南町域案件
---------

1000万以上	植木町内業者、城南町内業者、旧市内業者 <熊本市のランク別発注標準額により一般競争入札を行う。>
	植木町内業者・城南町内業者・旧市内業者 <熊本市のランク別発注標準額により指名する。>
	(※植木町内業者を優先的に指名)
	(※城南町内業者を優先的に指名)

※備考 この表において、城南町内業者とは旧城南町内業者を、植木町内業者とは旧植木町内業者をいう。